

金融機関におけるA P I接続チェックリストに関する連絡会規則

- 第1条 公益財団法人金融情報システムセンター（以下「当センター」という）は、金融機関におけるオープンA P Iに関する安全対策の推進に資するため、金融機関におけるA P I接続チェックリストに関する連絡会（以下「連絡会」という）を設置する。これにより、わが国金融機関が、システムの安全性を確保しつつ、イノベーションの成果を享受することを目指していく。
- 第2条 連絡会は委員及びオブザーバーをもって構成する。
- 2 委員は、各業界団体並びに各金融機関の代表等に、当センターの理事長（以下「理事長」という）が委嘱する。
 - 3 連絡会の座長は、理事長とする。
 - 4 理事長は、金融庁、及び日本銀行に、オブザーバーの派遣を依頼することができる。
 - 5 委員及びオブザーバーは、本人が連絡会に出席できない場合には、指名する代理人を出席させることができる。
 - 6 委員及びオブザーバーは、同行者を帯同することができる。
 - 7 本条第2項以降に定める委員、オブザーバー、代理人、同行者、及び第3条第3項の定めに基づく出席者を以下、委員等という。
- 第3条 連絡会は、座長が招集する。
- 2 座長は連絡会の議長となり、議事を整理する。
 - 3 議長は、必要に応じ、学識経験者、各業界団体並びに各金融機関の役職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
 - 4 連絡会での議事資料は、委員等及び第5条に定める傍聴人に開示する。ただし、当該資料の記載内容に関して、機密性が高いと座長が判断した場合、あるいは機密性が高いとの事由から配布範囲を限定するよう資料提供者から申出があった場合は、委員等への配布資料の一部又は全部を、第5条に定める傍聴人に配布しないことができる。また、委員等への配布資料の一部又は全部を、連絡会終了後に回収することができる。
 - 5 理事長は、委員等及び第5条に定める傍聴人に配布された資料及び議事要旨を、当センターのホームページで当センター会員及び会員以外の者又は公衆に開示することができる。ただし、当該文書の機密度に応じ、委員等と協議の上、その一部を非開示とする又は個別金融機関を特定できる情報を黒塗りにする等の情報保護措置を講ずることができる。

第4条 委員等には、当センターが定める謝礼支払基準規則に基づき、連絡会出席の都度、謝礼を支給することができる。

第5条 委員からの希望又は当センター会員等からの希望があった場合、当該委員が所属する組織もしくは当該委員の属する業界団体の参加企業、又は当該当センター会員等（以下「希望企業等」）の役職員及び希望企業等にかかるグループ企業の役職員は、座長の同意を得て連絡会を傍聴することができる。また、各業界団体の役職員は座長の同意を得て連絡会を傍聴することができる。

第6条 委員等及び第5条に定める傍聴人は、連絡会の議事についての守秘に留意するものとする。

第7条 理事長は、連絡会の目的が達せられたと判断した場合には、連絡会を解散する。

第8条 本規則に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、座長が定めることができる。
また、本規則に定める座長の職能のうち、連絡会の運営に必要な事務の遂行を当センター内に設置する連絡会の事務局に委ねることができる。

2 連絡会の事務局の事務は、企画部において担う。また、総務部、調査部、監査安全部及び研修センターは、事務局の職務を補助する。

附則

- 1 この規則は、令和元年7月26日より施行する。
- 2 会合等準備のために本規則施行前に行われた事項については、本規則に基づき行われたものとみなす。

以上